

東近江市指定給水装置工事事業者の申請要領

1 申請について

東近江市指定給水装置工事事業者の新規指定・更新・変更を行うときは、下記書類の提出が必要です。

2 提出書類等

NO	提出書類等	注 意 事 項	提出チェック
1	様式第1 指定給水装置工事事業者指定申請書	(1) 代表者および役員全員記載すること (2) 郵便番号・電話・FAX番号を記入すること	
2	別表（第18条関係） 機械器具調書	(1) 種別は、管の切断・加工・接合・水圧テスト毎に区分すること (2) 次に定める機械器具を有する者であること。 ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ（器具調書記載時には、備考欄に「最大〇〇MPa」を記入して下さい）	
3	様式第2 誓約書	水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であること	
4	定款（財団法人の場合は寄付行為）の写し （登記法人の場合）	(1) 水道関係業務が記載されていること (2) 末尾に提出日及び、「上記は原本と相違ありません」と記入があり、会社名（屋号）と代表者の記名と押印があること	
5	登記事項証明書 （登記法人の場合）	(1) コピー不可 (2) 発行日から3ヶ月以内のもの	
6	代表者の住民票又は 外国人登録証明書 （個人申請の場合）	(1) コピー不可 (2) 発行日から3ヶ月以内のもの	
7	様式第3 給水装置工事主任技術者選任届出書	<添付書類> 記載した主任技術者全員分の給水装置工事主任技術者免状又は主任技術者証の写し	

8	他市町村で指定済みの場合は当該指定書の写し		
9	指定更新時確認事項様式 (更新申請時のみ)	<p><確認する四項目及び添付資料></p> <p>(1) 指定給水装置工事事業者講習会(過去5年以内)の受講有無。</p> <p>(2) 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業日、漏水修繕、対応工事等)</p> <p>(3) 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績 外部研修の場合その受講済み証を証する書類の写し</p> <p>(4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 保有している資格等を証する書類の写し</p>	
10	旧の東近江市指定給水装置工事事業者指定書 ※ない場合は事業者証の写し (更新申請時のみ)	<p>更新完了後、新しい「東近江市指定給水装置工事事業者指定書」を交付するため回収となります。</p> <p>紛失等の場合は、「東近江市指定給水装置工事事業者証」のコピーでも可</p>	
11	指定内容に変更がある場合 (変更申請時のみ)	別紙の「変更時添付書類」参照のこと	
12	手数料	<p>(1) 新規申請の場合：10,000円</p> <p>(2) 更新申請の場合：8,000円</p> <p>※納付は指定証交付時をお願いします。</p>	

<お問い合わせ>

東近江市役所 水道部 水道課

所在地 〒527-0041 東近江市川合寺町 746 番地

郵送先 〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

電話：0748-22-2062 (NTT) 050-5801-2062 (IP)

FAX：0748-22-6962